

(1) について

3条1項3号

3条1項5号

4条1項18号



(2-1)

イについて想定される拒絶理由

3条1項3号

措置

α の形状自体が周知である。

全国的に周知→3条2項適用あり

(2-2)

識別力を有しない立体的形状と識別力を有する文字、図形等との結合からなる商標についても、立体商標として登録できることとした理由

- ① 識別力を有しない図形と識別力を有する文字とが結合する平面商標については登録を認めている。
- ② 商標全体として識別力を有しているものを拒絶することは、パリ条約6条の5Bの規定に照らして疑義が存する。
- ③ 立体的形状と文字・図形等が一体不可分に結合され、全体として識別力を有しているもので、これを立体的形状部分と平面部分に分離することができないもの（例えば、ありふれた形状である「球」の表面全体に識別力のある図形「人の顔」を施したようなもの）も存在する。
- ④ 立体商標を導入している英国等の先進国も同様の取り扱いをしている。

(2-3)

形式的には侵害を構成する。

26条1項2号により甲の商標権が制限される。

よって、侵害とならない。

(3)

保護対象が違うため、抵触が生じる可能性も低い。

→問題が生じる可能性が低い。

よって、商標法はこれを許容している。